

果樹をめぐる情勢と新たな果樹対策について

平成19年5月

目次

1 果樹をめぐる現状と課題

(1) 果樹の生産	1
(2) 果樹農業経営者の動向	3
(3) 果実の流通	4
(4) 果実の輸出	5
(5) 果実の消費	6

2 新たな果樹対策について

(1) 果樹対策の方向(果樹農業振興基本方針 平成17年3月)	
① 果樹産地の構造改革・担い手育成の方向	8
② 果実の輸出・流通・加工・消費の現状・課題と今後の方向	9
(2) 担い手の経営安定・所得確保のための新たな果樹対策	
新たな果樹対策の内容	12

1 果樹をめぐる現状と課題

(1) 果樹の生産

- ・ 果樹農業においては、多くが中山間傾斜地に立地し、収穫等機械化が困難な作業が多いなどの特徴から生産基盤の整備が遅れ、生産力（栽培面積、生産量）が漸減状況にある中、産地が脆弱化。

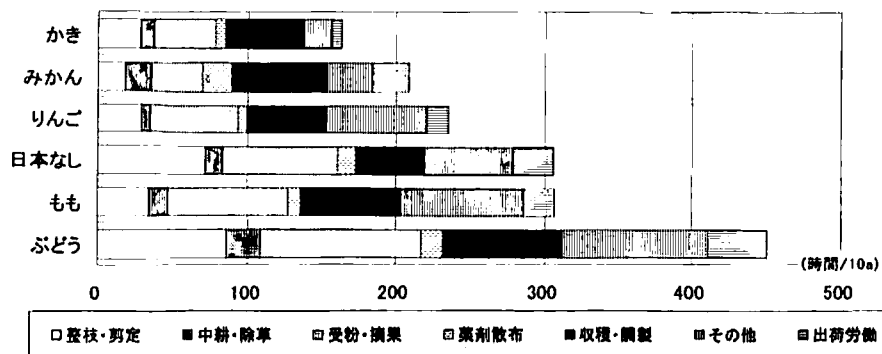
○ 果樹園の傾斜度別面積割合（平成14年）

(単位: %)

	5度未満	5～15度	15度以上
果樹全体	52	27	21
みかん	22	34	44
りんご	70	24	6
なし	77	18	6
かき	54	28	17

資料: 農林水産省生産局果樹花き課調べ

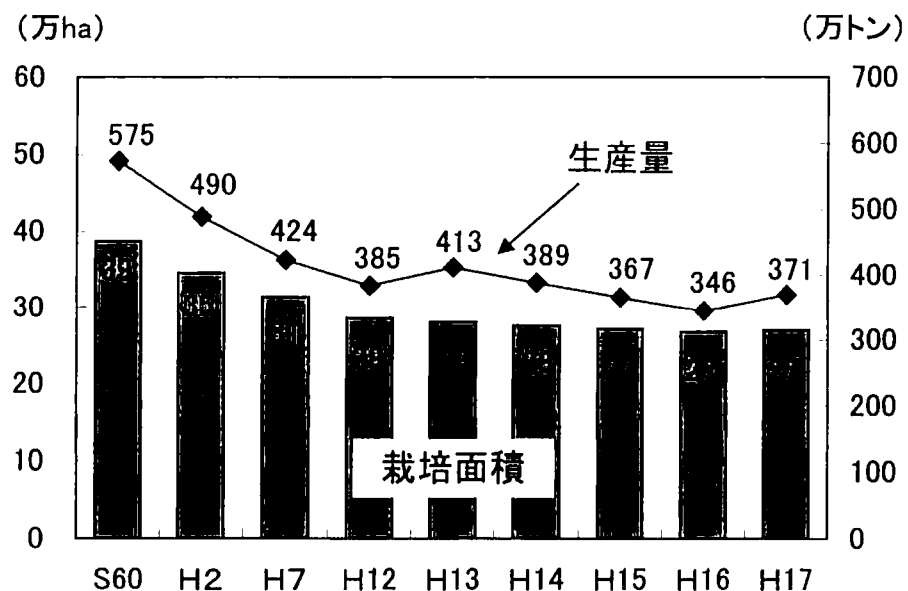
○ 主要果樹の作業別労働時間（10a当たり）



資料: 農林水産省「農業経営統計調査(野菜・果樹品目別統計)」

注: 平成7年～平成15年までの平均労働時間

○ 生産量、栽培面積の動向



資料: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「食料需給表」

注: H17は速報値

- ・果樹生産は、主に農業所得で生計を立てている主業農家によって担われているが、①60歳以上の経営者が6割を超えるなど高齢化が進行し、②経営規模が1ha未満の小規模な農家が多く、経営が弱体化。
- ・果樹単一主業農家の所得は600万円で、農業所得は400万円弱と他の品目に比べ低い水準。
- ・経営規模が小規模な農業者が多いものの、単位面積当たりの農業所得は高い。

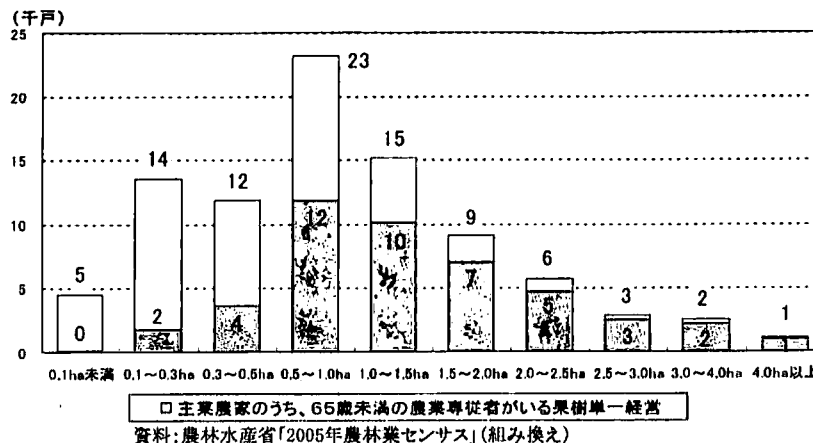
○ 作物別にみた農業総産出額の農家類型別シェア(平成16年)

農業総産出額 88千億円(100%)

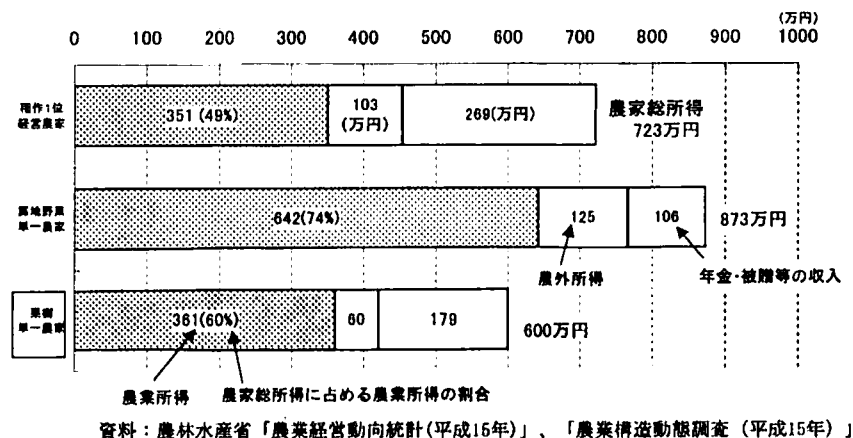
品目	農業産出額 (千億円)	構成比 (%)	主業農家 (%)	準主業農家 (%)	副業的農家 (%)
米	20	(23%)	38%	24%	38%
野菜	22	(25%)	81%	8%	11%
果樹	8	(9%)	67%	15%	17%

資料:農林水産省「生産農業所得統計」,「2000年農林業センサス」,「農業経営統計調査(経営形態別経営統計(個別統計))」
注:16年の産出額は概数値である。

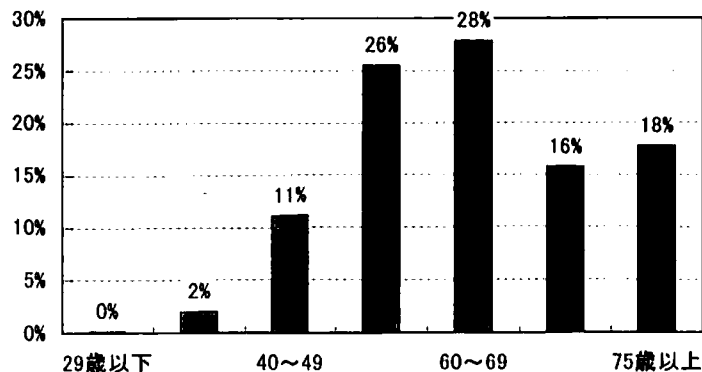
○ 果樹主業販売農家の面積規模別農家数(平成17年)



○ 主業農家の一戸当たり農家総所得(平成15年)



○ 年齢別果樹農業経営者のシェア(平成17年)



資料:農林水産省「2005年農林業センサス」(組み換え)

○ 経営耕地面積当たり農業所得(平成16年)

(単位:千円/10a)

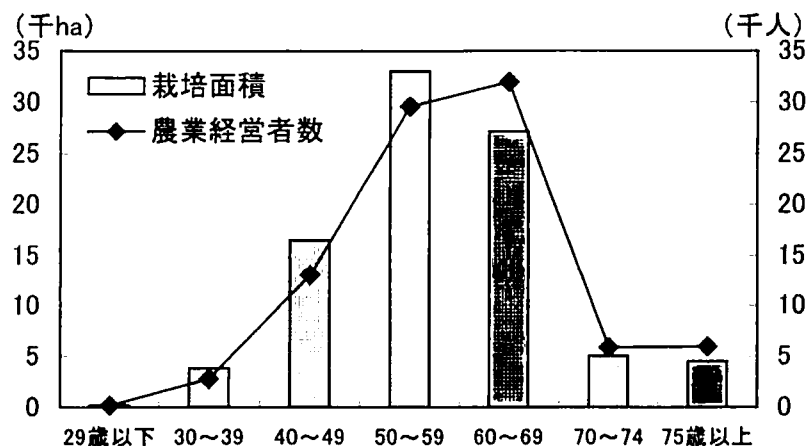
果樹	水田	露地野菜
125	24	114

資料:農林水産省生産局果樹花き課調べ

(2) 果樹農業経営者の動向（推計）

- ・現状では、販売主業農家で、農業者約77千人、栽培面積約81千ha。
- ・一方、販売主業農家の平成27年の60代までの農業経営者数を、加齢により推計した場合、経営者数は約46千人、栽培面積は約54千haと推計され、農業者、栽培面積とも大幅に減少する見込み。

○ 販売主業農家の年齢別農業経営者数と栽培面積シェア(H17年)



資料：農林水産省「2005年農林業センサス」

○ 60代までの販売主業農家の農業経営者に係る推計

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
農業経営者数(千人)	100	77	64	46
栽培面積(千ha)	98	81	70	54

平成17年(生産量:371万トン)に比べると、60代までの農業経営者、栽培面積ともに大幅に減少し、相当な供給力不足となることが想定。

経営規模拡大

仮定（現状規模の1.5倍）

平成27年の販売主業農家の経営規模が1.5haになると仮定

	経営者数	平均栽培面積	栽培面積
平成27年推計	46 (千人)	1.5ha	69 千ha

規模拡大(現状の1.5倍)

大幅不足

平成12年	1ha	98 千ha
-------	-----	--------

仮定（現状規模の2倍）

規模拡大(現状の2倍)

ほぼ現状

平成27年の販売主業農家の経営規模が2haになると仮定

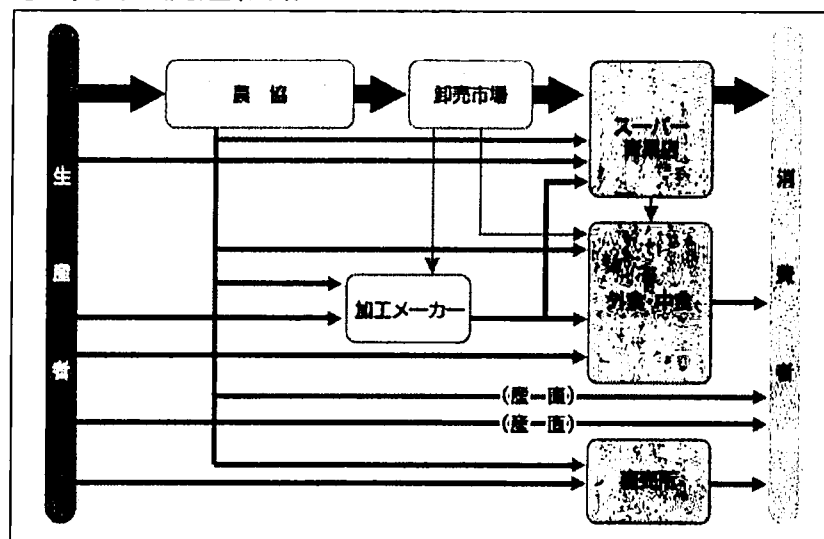
	経営者数	平均栽培面積	栽培面積
平成27年推計	46 (千人)	2ha	92 千ha

※新規就農者については考慮していない。

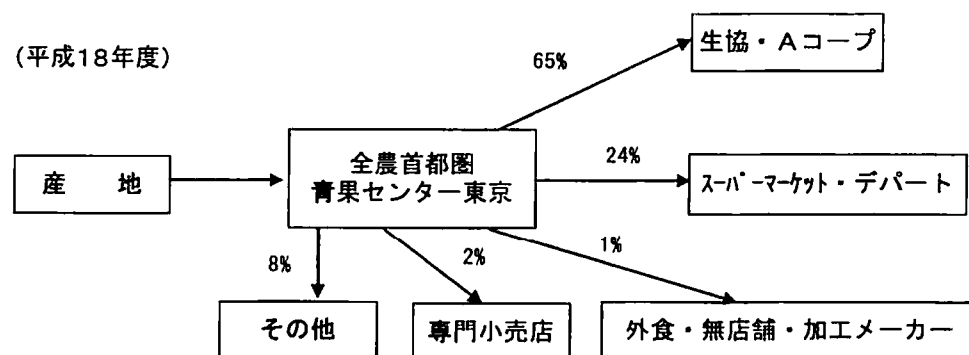
(3) 果実の流通

- ・ 果実流通の大宗は、卸売市場経由であるが、その割合は年々減少し、贈答用としての直販等が増加。
- ・ 全農や生協では、市場を通さない独自の流通経路でも取引を実施。宅配、インターネット取引、直売所等の流通もあり、果実の流通は多様化が進展。

○ 果実の流通経路



○ 全農首都圏青果センター東京の流通経路



○ 市場経由率の推移

(単位: %)

年 度	7年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
青 果	74	71	69	70	70	66
生食用果実	95	82	80	79	77	73

資料: 農林水産省総合食料局調べ

注: 生食用果実は、果樹花き課で推計

○ ふるさと小包の取扱高

(単位: 千個)

	14年度	15年度	16年度	17年度
ふるさと小包	1,995	2,247	2,065	1,750
農産品	794	827	822	622
果実関係	455	471	471	367

資料: (財)ポスタルサービスセンター

(4) 果実の輸出

- ・ 果実の輸出は、平成14年の台湾のWTO加盟以降、増加傾向で推移。平成18年の輸出額は77億円。
- ・ 「平成25年までに輸出額1兆円規模」を目指した輸出拡大目標に資するため、平成18年度から生産者団体等が意欲的な目標を設定し取り組む輸出拡大プロジェクトに対する重点支援等を通じて果実の輸出を強力に推進。

○ 主要果実の輸出額の推移

(単位:百万円)

品目	14	15	16	17	18	対前年比
うんしゅうみかん	533	526	510	510	371	72.8%
りんご	2,658	4,269	2,933	5,350	5,697	106.5%
なし・マルメロ	762	624	681	796	533	66.9%
もも(ネクタリンを含む)	302	201	231	428	365	85.2%
かき	138	123	80	172	149	86.5%
その他	135	403	300	332	601	181.3%
合 計	4,528	6,146	4,735	7,587	7,715	101.7%

資料:財務省「貿易統計」

○ 主要果実における輸出事例

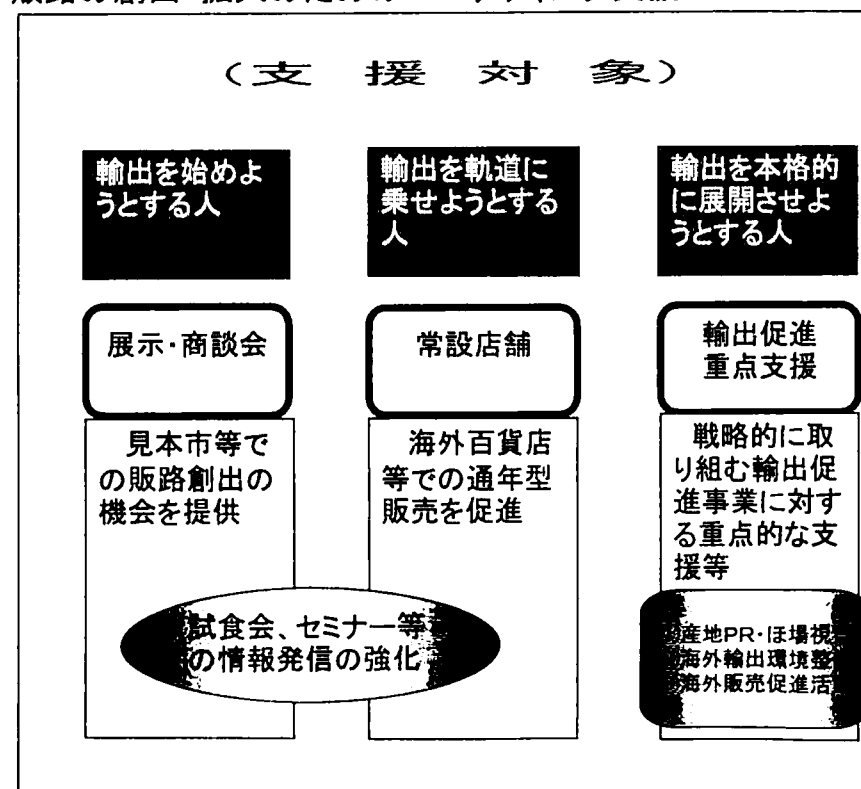
(単位:トン)

品目	取組団体等	平成17年	輸出先国	今後の見通し
うんしゅうみかん	佐賀経済連	1,639	カナダ	早出しを抑制し、厳選出荷に努めたことから、数量は微減。引き続き高品質果実生産を推進。
りんご	全農あおもり	2,558	台湾、中国、アメリカ、香港	台湾の植物検疫条件に対応した産地体制の整備が必要。台湾を中心に、試食宣伝等の販売対策を強化し、輸出量の拡大に努める。
	全農長野	454	台湾、香港、シンガポール、タイ	台湾の植物検疫条件に対応した産地体制の整備が必要。台湾を中心に、試食宣伝等の販売対策を強化し、輸出量の拡大に努める。
なし	全農とっとり	1,256	台湾、香港、米国、カナダ他	台湾向けの一層の輸出拡大を推進。

資料:農林水産省生産局果樹花き課調べ

注:JA全農あおもりについては、9月～翌年4月の実績

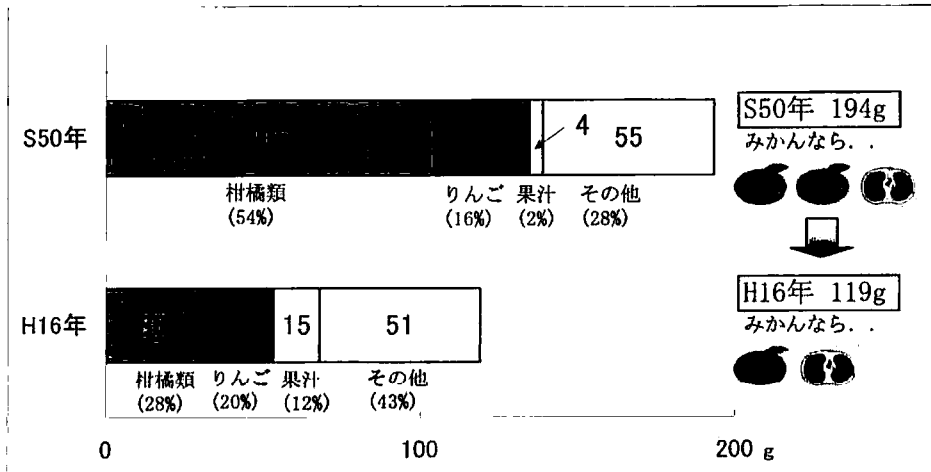
○ 販路の創出・拡大のためのマーケティング支援



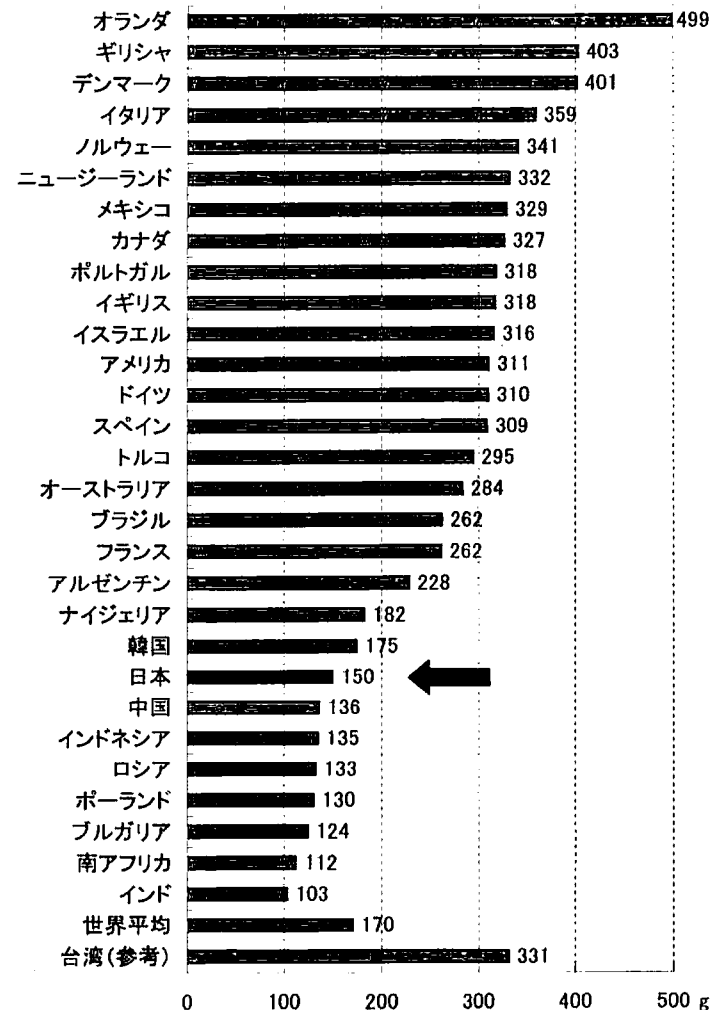
(5) 果実の消費

- 果実はビタミン類やβ-クリプトキサンチン等の機能性成分を含み、国民生活上重要な食品。
- 果実の1日当たりの摂取量は、食べるのに手間がかかる等の理由で減少し、世界的にも低水準。
特に20～40歳代で少ない。

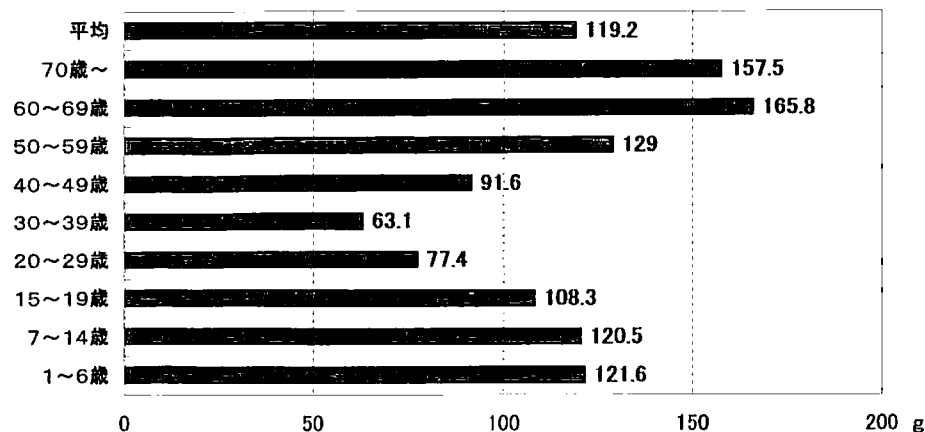
○ 1人1日当たりの果実摂取量の推移



○ 1人1日当たりの果実摂取量の国際比較(2003年)



○ 世代別果実摂取量の比較(平成16年)



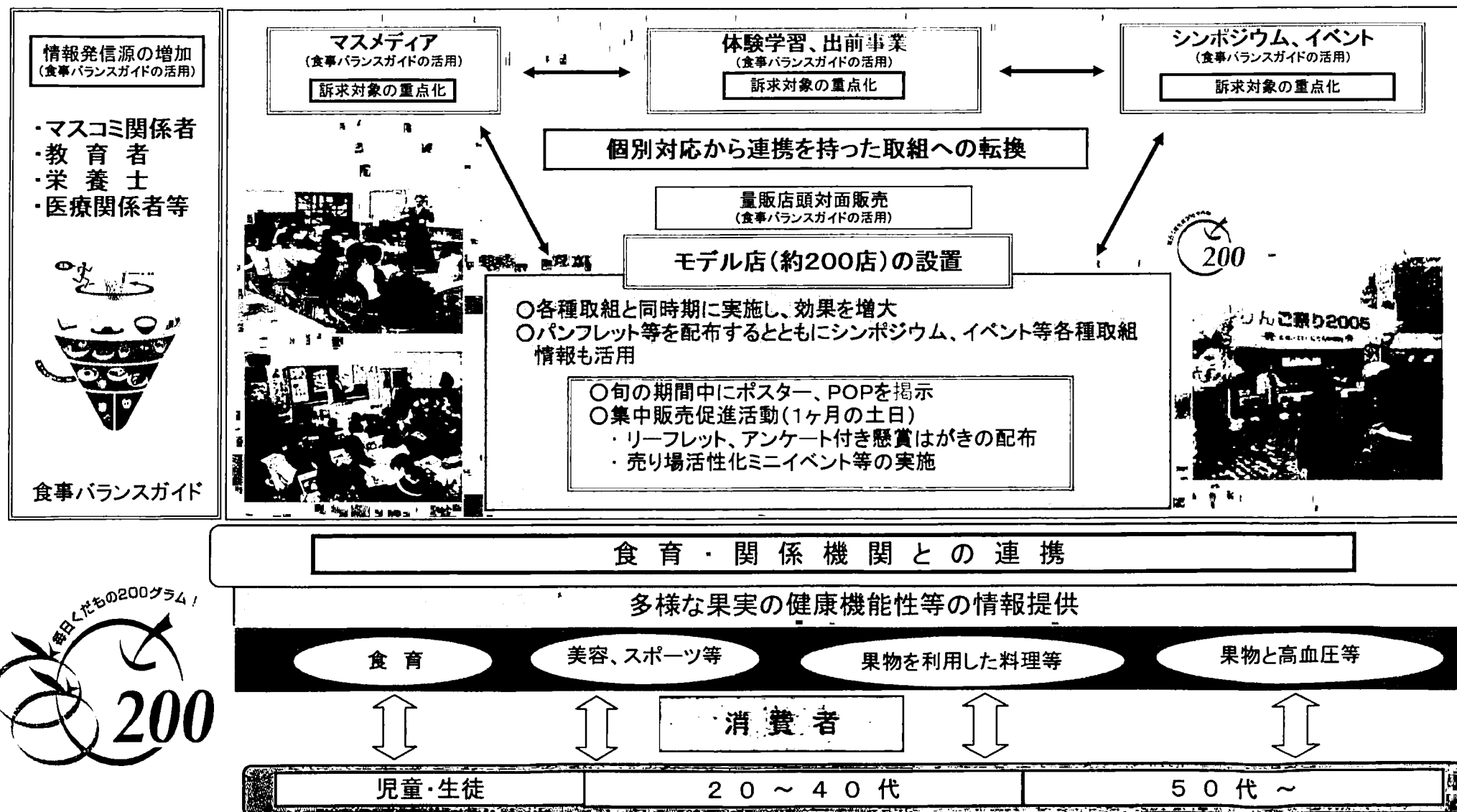
資料:厚生労働省 平成16年「国民健康・栄養調査」

資料:「FAO STAT Balance Sheets」
台湾については、台湾行政院農業委員会「農業統計年報」(2002年)



【参考1】 果実の消費拡大対策(食育の取組と一体的に推進)

- 果実の摂取量の少ない若者層へ、果実の摂取目標量、選び方・食べ方、健康機能性等効果的に情報提供。
- 幼少期から国産果実の摂取を定着させるとともに、果実の健康機能性等を児童や保護者に理解いただくよう、学校給食関係者等と連携し学校給食への国産果実の定着化を推進。



2 新たな果樹対策について

(1) 果樹対策の方向（果樹農業振興基本方針 平成17年3月）

①果樹産地の構造改革・担い手育成の方向

果樹農業の現状と課題

●果樹農業の特徴

- ◇永年性作物 ⇒ 経営転換が容易ではない
- ◇多くが中山間傾斜地に立地 ⇒ 作業が重労働
- ◇収穫等機械化が困難な作業が多い ⇒ 労働集約的

●果樹経営

- ◇60歳以上の経営者が6割超 ⇒ 労働力の不足
- ◇一部で規模拡大が進んでいるが、
主業農家の平均規模は1ha弱 ⇒ 規模拡大の遅れ
- ◇果樹単一経営が多数を占めるが、
主業農家の農業所得は約4百万円 ⇒ 経営基盤が脆弱

●果樹産地 [担い手が不明確、生産基盤が脆弱]

農地流動化の遅れ

労働力の不足

園地整備の遅れ

傾斜の改良
作業道の整備 他

農家数の減少、栽培面積の減少、生産量の減少

産地の核となる生産者への
園地集積に結びついていない

産地・担い手対策の方向 《果樹農業振興基本方針：平成17年3月》

果樹産地構造改革計画

目標

- ◇目指すべき産地の姿の明確化
(例) 量販店との契約、高品質化の追求、直販等

具体的な戦略として

- ◇産地の核となる担い手の明確化
- ◇担い手以外の農業者の役割の明確化
- ◇園地基盤の整備、担い手への園地集積の目標
- ◇消費者ニーズを踏まえた販売方法 等

産地協議会
・JA
・市町村
・生産者
・普及センター
・農業委員会
・農業共済組合等



産地自らが策定

計画に基づき実行

産地に必要な取組

◆生産基盤の構造改革

- ・園地の流動化
- ・園地の基盤整備
- ・労働力調整システムの確立

担い手への集積・育成

◆需要に見合った果樹生産の推進

- ・優良品目・品種への転換、条件不利園地の廃園推進

◆担い手の経営改善(19年度以降の果樹経営安定対策の見直し)

構造改革
の推進

競争力の強い産地の実現

② 果実の輸出・流通・加工・消費の現状・課題と今後の方向 (果樹農業振興基本方針(平成17年3月))

現状・課題

輸出

- 輸出は増加しているが、産地が個別に対応
- 低価格の外国産との競合が一層激化

流通

- 流通経費が小売価格の6割を占める

加工

- 果実加工品は、生食用果実の需給調整に一定の役割を果たしているものの、生産量は大幅に減少
- 果汁工場の経営は、厳しい状況

消費

- 果実の摂取量は目標を下回り、特に若年層の摂取量が極端に少ない
- 量販店のシェアの高まりと流通形態の多様化
- 果実を題材とした食育の推進

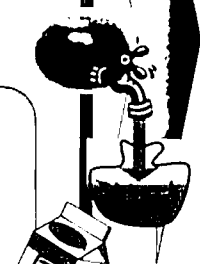
今後の方向

- ★東アジアの富裕層等を対象に国産果実の輸出を強力に推進
- ★輸出に必要な情報の共有化、新たな市場開拓と戦略的な輸出体制の整備を推進

- ★外観重視の出荷規格の簡素化、通いコンテナ等の流通システムの導入を推進

- ★ストレート果汁等の高品質製品の生産拡大による国産果汁等の消費拡大
- ★果汁工場のコスト低減等、合理化の推進
- ★原料原産地表示の義務化を引き続き検討し、製造業者が一体となった強調表示を推進

- ★「食事バランスガイド」を活用した「毎日くだもの200g運動」の普及啓発や果実の学校給食への導入を通じ国産果実の定着化を推進。
- ★流通ルートが多様化に対応した販売戦略の構築、消費者への情報提供の推進
- ★学校給食への導入を通じ、国産果実の定着化を推進



消費者ニーズを踏まえ、関連産業と連携

【参考2】果樹農業振興基本方針(平成17年3月:抜粋)

1 国際化の進展に対応した産地構造の改革

(1) 果樹産地構造改革計画の策定

産地自らが、具体的な目標とそれを実現するための戦略を内容とする「果樹産地構造改革計画」(以下「産地計画」という。)を策定する必要がある。産地計画には、量販店との契約による低コストかつ安定的な果実の生産、高品質化の追求による高価格販売の推進、観光果樹園や直販による農村都市交流等、多様な戦略の選択肢の中から目指すべき産地の姿を明確に位置づける。次に、これを実現するための取組として「合意形成のための体制」、「担い手の明確化」、「担い手への園地集積の取組方法」、「園地基盤の整備」、「販売戦略」等を定めるものとする。

(2) 担い手の育成・確保

果樹産地においては、産地ごとに多様な経営体がそれぞれの役割を担いつつ、特色のある取組を行っているという、果樹農業の実態を踏まえ、認定農業者制度を基本とし、産地自らが策定する産地計画において担い手とその育成方法を明確にするものとする。また、担い手以外の農業者の役割も明確にするものとする。

その場合、農業所得が主で、主に農業に従事している60代までの者が存在する農家(主業農家に準じた概念)を中心に担い手を明確にする。加えて、「新規参入者」、「農業生産法人へ発展していくことが見込まれる生産者組織」等、今後とも継続して果樹農業を担っていく多様な経営体についても、担い手に位置づけるよう配慮が必要である。

2 担い手の経営改善

(1) 需給調整の適切な推進

平成19年度以降についても、引き続き生産者団体が中心となった需給調整が不可欠である。その場合、うんしゅうみかん等については、構造的な供給過剰の改善を引き続き推進するものとする。

さらに、うんしゅうみかん、りんごについて、一時的な出荷集中がある場合は、生産者団体の主導により生食用果実を加工用途に仕向ける措置を講じる必要がある。

また、その他の品目についても、これまでと同様、需要に見合った生産のための生産者団体主導の需給調整を実施することが必要である。

(2) 担い手への経営支援の推進

平成19年度以降においては、適切な需給調整対策の実施を前提に、経営安定対策について、担い手の経営基盤の強化を支援するため、産地計画に即して行う小規模な基盤整備、園地の流動化、改植等による優良品目・品種への転換等に対する支援対策への移行を目指すものとする。併せて、経営安定を図る観点から、気象災害による減収を補てんする果樹共済への一層の加入を促進するものとする。

なお、平成19年度以降の需給調整、担い手への経営支援に関しては、その実効性を確保することが必要である。特に、経営支援対策は地域や品目に応じて必要とする対策内容が異なることから、具体的内容・仕組みについて更に検討を行うこととする。

(2) 担い手の経営安定・所得確保のための新たな果樹対策

新たな果樹対策の内容

(ア) 果樹経営支援対策事業

事業の内容

整備事業(生産基盤の改善)

産地の担い手等が対象

◆優良品目・品種への改植・高接、条件不利園地の廃園◆



改植	みかん等	補助金単価	22万円/10a
	りんご わい化	補助金単価	32万円/10a
	りんご 普通種	補助金単価	16万円/10a
	その他果樹	補助率	1/2以内
高接	すべての果樹	補助率	1/2以内
廃園 (植林等)	みかん等	補助金単価	10万円/10a
	りんご	補助金単価	8万円/10a
	その他果樹	補助率	1/2以内

注1) 産地計画で今後振興すべき果樹として明記されている品目・品種が対象です(転換元と同じ品種への転換は原則として対象となりません)。

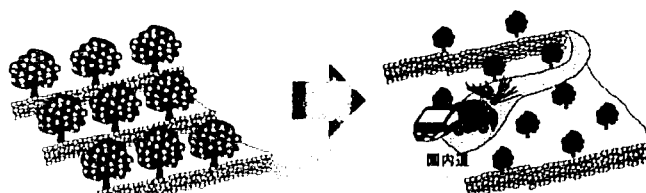
注2) 「みかん等」とは、うんしゅうみかん、なつみかん、はっさく、いよかん、ネーブルオレンジなどのことです。

注3) 廃園(植林等)を実施する場合、担い手への園地集積が要件です。

◆小規模園地整備(園内道の整備、傾斜の緩和、土層改良、かん水施設)等◆

【園内道整備、傾斜の緩和、土層改良、かん水施設 等】

・すべての果樹 補助率:1/2以内



推進事業(生産構造の改革)

生産者団体等が対象

すべて補助率:1/2以内

◆労働力調整システムの構築◆

・シルバー人材センター、ハローワークとの連携、無料職業紹介所設置等への支援

◆担い手支援(園地流動化) 情報システムの構築◆

・品質の向上(ブランド化)、担い手への園地集積のための園地情報システムの構築等への支援

◆大苗育苗ほの設置◆

・大苗育苗ほ借上等への支援

◆新技術の導入支援◆

・高品質化新技術の導入、定着のための実証、技術研修会等への支援

◆販路開拓の推進強化◆

・新たな販路の開拓への支援

事業実施上の留意点

- 産地で、果樹産地構造改革計画(産地計画)が作成されていること
- 実施を希望する農業者は、産地計画で明確化された担い手であること
- 実施を希望する農業者や産地が需給調整に参加していること(うんしゅうみかん、りんご)

※事業実施期間 平成19年度～22年度

※補助率 1/2以内、定額

※19年度予算額 4,750百万円(所要額)

※事業実施主体 生産者組織、農業者等

(イ) 果実需給安定対策事業

事業の内容

果実計画生産推進事業

◆計画的生産出荷の促進◆ (うんしゅうみかん、りんご) 補助率:1/2以内

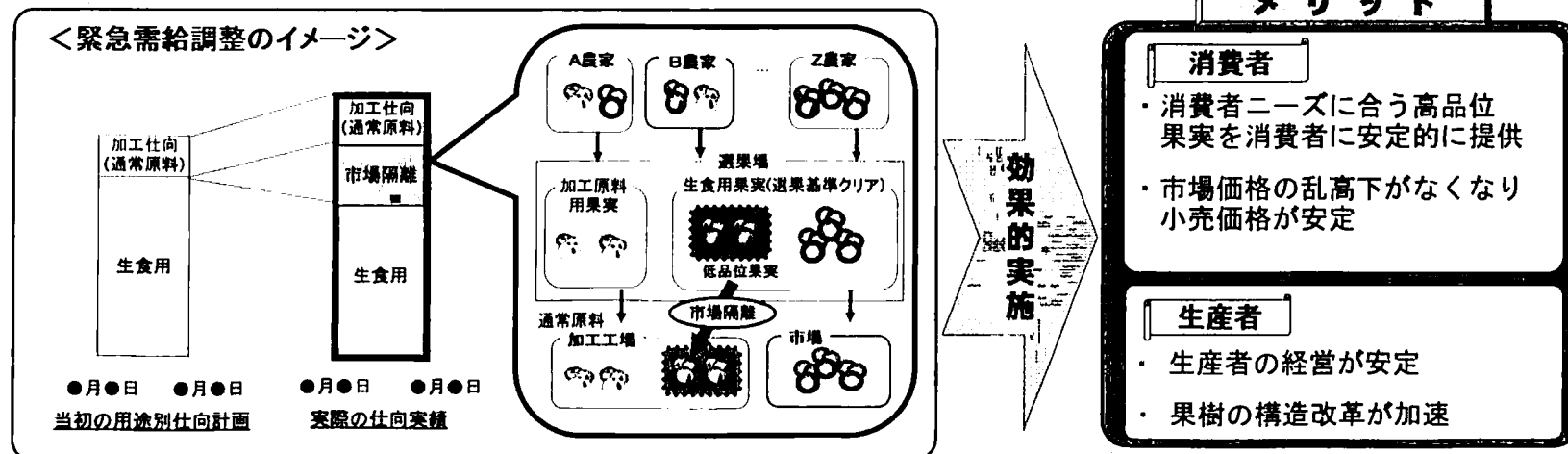
- ・摘果の推進指導など計画的生産出荷に対する指導及び大幅な生産出荷調整が必要な場合の取組を支援

緊急需給調整特別対策事業

◆一時的な出荷集中時に緊急的に生果を加工原料用に仕向ける措置を支援◆ (うんしゅうみかん、りんご)

補給金単価:34円/kg(国費1/2)

- ・生食用果実を緊急的に加工原料用等に仕向けた場合の掛かり増し経費(選果経費、一時保管費、加工工場への運賃)の一部を支援



注) 支援を受けるためには適正生産出荷目標の配分を受けていることが必要です。

※ 事業実施期間 平成19年度～22年度 ※ 補助率 1/2以内、定額
 ※ 19年度予算額 【果実計画生産推進事業 99百万円(所要額)】【緊急需給調整特別対策事業 359百万円(所要額)】
 ※ 事業実施主体 JA、出荷組織、都道府県農業協同組合連合会等

【参考3】

①新たな対策の方向

果樹農業の現状

・担い手が不明確、生産・経営基盤が脆弱

園地整備の遅れ

農地流動化の遅れ

労働力の不足

- ◇ 農家数の減少
- ◇ 栽培面積の減少
- ◇ 生産量の減少

生産力の低下・産地の脆弱化

うんしゅうみかん等で供給過剰が顕在化

このままでは果樹産地・生産者が衰退・・・

これまでの対策の課題

需給調整対策

- ・一時的な出荷集中への対応が十分ではない
- ・不良系統の伐採、優良品目等への転換が遅れている

経営安定対策

- ・高品質生産に積極的な担い手とそうでない農業者に補てん金が一律助成＝高品質果実の生産による所得の確保につながらっていない
- ・加入率は年々低下(加入率:みかん66%→51%、りんご35%→30%)

果樹共済

- ・気象災害による減収を補てんし、短期的に経営を安定させるが、加入率が高くない(みかん22%、りんご30%)

構造改革の推進

新たな果樹対策

- 将来的に高い需要が見込まれる優良品目・品種への転換
→ **高条件での販売、売上高の上昇**
- 園地整備による生産性の向上
→ **コスト低減、労働時間の短縮**
- 担い手への園地の集積、労働力の確保
→ **経営規模の拡大**
- 出荷集中時の需給調整を強化、不良系統を伐採
→ **販売価格の安定**

需給調整対策

- ・一時的な出荷集中時に緊急的に加工原料用等に仕向ける措置を実施(需給調整を強化)
- ・不良系統の伐採、優良品目等への転換を加速化(供給過剰を抑制)

経営支援対策

- ・高品質果実の生産拡大を志向する担い手が行う品種や品目の転換、園地整備、規模拡大を積極的に支援

本対策の実施により、残された価格低下の原因は主に気象要因による品質の低下

新たな対策

果樹共済

- ・災害収入共済方式への加入を一層促進

将来にわたる担い手の
経営安定・所得の確保

② 新たな果樹対策等の対応方向

- ・ 新たな果樹対策については、担い手の経営安定、競争力のある果樹産地の構築を図るため、果樹農業振興基本方針(平成17年3月)を踏まえ、平成19年度より以下の対策を実施する。また、果樹共済については、運用改善を図ることにより加入を促進する。

需給調整

計画的な生産出荷の推進

【生産者団体の主導で実施】

- ◇ 適正生産出荷目標の策定
- ◇ 販売対策、出荷計画の策定
- ◇ 高品位果実生産と適正着果量確保のための摘果作業の推進
- ◇ 出荷時の品質基準の徹底

《うんしゅうみかん》

構造的な供給過剰の解消

- ・ うんしゅうみかん等について、優良晩かん類等へ転換、条件不利園地の廃園を推進

《りんご》

需要の高い品種等への転換

- ・ 需要の高い優良品種等への改植を推進

《うんしゅうみかん・りんご》

一時的な出荷集中の解消

- ・ 生産者団体主導により生食用果実を加工原料用に仕向ける等の市場隔離を実施

経営支援

- ☆ 果樹産地構造改革計画(産地計画)で明確化された担い手等が行う前向きな取組を国が支援
- ☆ うんしゅうみかん、りんごを含め、産地計画で位置づけられた全品目を対象

整備事業(生産基盤の改善)

〔内容〕

- ・ 優良品目・品種への転換
(改植・高接、条件不利園地等の廃園)
- ・ 小規模園地整備
(園内道の整備、傾斜の緩和、土層改良等)

推進事業(生産構造の改革)

〔内容〕

- ・ 労働力調整システムの構築
- ・ 担い手支援(園地流動化)情報システムの構築
- ・ 大苗育苗ほの設置
- ・ 新技術(高うねマルチ等)の導入支援 等

果樹共済(災害収入共済方式等)

- ☆ 加入要件の緩和、個々の農業者の被害実態に応じた掛け金率の設定等の運用改善を図ることにより、加入を促進